

水害対策及び救済事実の発表を求める等の質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十一月十六日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

一三

水害対策及び救済事実の發表を求むる等の質問主意書

一、昨年の全國水害及び本年の全國水害の總額に対する政府計算は何百億かこれに対し事実上の民間被害に対する救済費の支給は何程になっているか又國家被害に対する支給は何程なるか又水害地の國民が僅少の政府の救済で満足しているか。処置を問う。

二、河川の減水は冬季にある。この場合改修工事を一大促進し來年の夏季の水害を防止すべきであるが政争に夢中になつておつてこの大方針の確立を失つてはならない。建設大臣の答弁を要求する。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。